

第 2 章

茨木市高齢者保健福祉計画（第 9 次）・

介護保険事業計画（第 8 期）

第1節 前計画の評価と課題

前計画の基本目標1 お互いにつながり支え合える

1 地域包括支援センターの再編

地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターについては、令和元年度（2019年度）に5か所増設し、市内11か所の拠点で総合相談支援業務や権利擁護業務等に取り組んでいます。

増設に当たっては、介護事業所や医療機関、商店等を対象にセンターの周知活動を進めてきましたが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を見ると、家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手としての地域包括支援センターの認知度は6.7%と低い状態にあることから、更なる周知に取り組む必要があります。

今後も、複雑化・多様化することが予想される高齢者及び家族からの相談に対してきめ細やかに対応していくため、令和5年度（2023年度）までに、地域包括支援センターの14エリアへの設置を段階的に進めます。

2 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターの適切な運営及び評価については、平成28年度（2016年度）から業務評価を実施しており、運営協議会による定期的な点検・評価と併せて、適切な運営に努めてきました。今後、事業評価を通じた地域包括支援センターの機能強化を図るため、令和元年度（2019年度）に評価項目の見直しを行い、令和2年度（2020年度）から新たな評価項目による業務評価を実施しています。

自立支援型地域ケア会議^{*}については、地域包括支援センターが中心となり、担当エリアにおける医療や介護、福祉等の多職種連携の場、自立支援型ケアマネジメント^{*}の強化の場として計画的に開催しています。今後は、個別の課題解決にとどまらず、個別課題から地域課題を発見・抽出し、生活支援体制整備事業による協議体との連携などを図り、地域課題の解決に向けた取組につないでいくための仕組みの整備、強化が課題となっています。

^{*}自立支援型地域ケア会議：

個別ケースの検討を通じて自立支援型ケアマネジメントを考える会議。

^{*}自立支援型ケアマネジメント：

自立支援に資するケアマネジメント。高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように支援すること。

3 高齢者の生活支援体制整備の推進

生活支援体制の整備に向け、第1層協議体※において、参画団体の強みをいかし、個別宅配事業者等との「高齢者の見守りに関する協定」の締結など、新たなサービス・仕組みづくりなどに取り組んでいます。

一方で、第2層協議体※については、主にエリア単位での設置を目指していましたが、住民主体の活動に直結しづらいことなどから、設置単位の見直しが課題となっており、地域のニーズ把握や必要なサービス等の創出などの機能を発揮しやすいこと、また、総合保健福祉計画に掲げる「ネットワークの再編」との整合を図る必要があることから、小学校区を単位として設置するよう取組を進めています。

項 目		実績値			目標値
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
地域包括支援センター設置数		6 か所	6 か所	11か所	11か所
何かあったときに相談する相手 (地域包括支援センター)		アンケート の実施なし	アンケート の実施なし	21.4%(*1) (包括6.7%、 市役所14.7%)	30.0%
地域ケア会議実施回数		44回	38回	66回	55回
協議体の設置数	(第1層)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	(第2層)	2 か所(*2)	0 か所	0 か所	11か所

* 1 令和元年度(2019年度)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

* 2 モデル事業として設置

※第1層協議体：

生活支援コーディネーターを中心に、多種多様な団体・事業者等が協働し、市全体で高齢者の多様な生活支援体制を整備することを目的に設置される話し合いの場。

※第2層協議体：

生活支援コーディネーターを中心に、多種多様な団体・事業者等が協働し、身近な地域でのニーズ把握や住民主体の活動に直結したサービス等を創出することを目的に設置される話し合いの場。本市では、小学校区単位で設置予定。

前計画の基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

1 介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備の推進

介護予防・生活支援サービス事業について、訪問型サービスAでは、平成30年度（2018年度）の人員等に関する基準の緩和により、利用者数が大きく増加しました。また、コミュニティデイハウス※では、街かどデイハウスからの移行による設置数の増加に伴い、利用者数が増加し、地域の介護予防の拠点としての機能を果たしています。

その一方で、訪問型サービスAのヘルパーや、住民主体によるサービス（訪問型・通所型サービスB）を支えるボランティアなど、各サービスの担い手の育成・確保が課題となっています。また、コミュニティデイハウスでは、入浴や送迎サービスを実施するなど事業対象者※や要支援者を支援するサービスを実施していますが、一部では利用者数が伸び悩んでいるところもあります。

通所型サービスCでは、生活不活発等により一時的に生活機能が低下した方を対象に短期集中による運動器の機能向上などの取組を通じて、日常生活での自立が図れるよう支援に取り組んでいます。

介護予防ケアマネジメントについては、介護予防・生活支援サービス事業等が適切に提供されるよう、地域包括支援センター等においてケアマネジメントに取り組むとともに、地域包括支援センター職員や居宅介護支援事業所の介護支援専門員とのワーキング会議などを通じて、質の向上を図ってきました。

一般介護予防事業については、街かどデイハウス及びコミュニティデイハウスでの介護予防教室や保健医療センターでの介護予防健康運動教室、公民館や地域の集会所等でのはつらつ教室などを開催し、高齢者の身近な場所で介護予防の運動ができるよう取り組みました。

また、はつらつ出張講座を通じた地域へのアウトリーチによる介護予防支援を推進するとともに「元気！いばらき体操」や介護予防手帳（はつらつパスポート～みんなで元気編～）の普及、活用などを推進してきました。さらに、シニアいきいき活動ポイント事業などを通じて社会参加を推進し、介護予防を支援しています。

高齢者の介護予防に資する活動については、地域の特性・実情に応じた取組を展開していく必要があります。

※コミュニティデイハウス：

介護保険・日常生活支援総合事業の通所型サービスB（住民主体により実施する通所型サービス）の本市における施設名。

※事業対象者：

介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる人で、要介護・要支援認定を受けていない人のうち、日常生活に必要な機能について調べるための基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる人。

また、専門職の効果的・効率的な関与やP D C Aサイクル※を踏まえた効果検証、他分野の事業等との連携などを通じて、多様な主体による介護予防の取組の強化・拡充を図ることも重要となります。

2 要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

要介護高齢者の外出支援、移動手段の充実に向けて高齢者福祉タクシー料金助成事業を実施しており、利用者数は増加しています。

家族介護者の経済的・身体的・精神的負担の軽減に向けては、高齢者紙おむつ等支給事業や高齢者ごいっしょサービス事業を実施していますが、実績が横ばいとなっています。

在宅介護実態調査の結果を見ると、今後の在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護等として、「外出の付き添い、送迎等」(45.7%)、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」(39.5%)、「食事の準備(調理等)」(37.0%)との回答が多く、今後も家族介護者の高齢化が進み、在宅介護を取り巻く社会動向や事業者などが提供する民間サービスなどの状況も変化する中で、今後の事業のあり方をはじめ、家族介護者への支援の方向性等について検討が必要となっています。

項 目	実績値			目標値 令和2年度 (2020年度)
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	
訪問型サービスA延べ利用者数の増加	518件	976件	1,883件	400件
訪問型サービスB延べ利用者数の増加	4件	47件	59件	100件
コミュニティデイハウス整備数	8か所	11か所	13か所	17か所
介護予防教室整備小学校区数	28小学校区	28小学校区	28小学校区	32小学校区
高齢者(要介護1～5の認定者を除く)のうち、介護・介助の必要性を感じない方の割合	アンケートの実施なし	アンケートの実施なし	86.3%(*)	90.0%
シニアいきいき活動ポイント登録者数	702人	700人	729人	1,000人
高齢者福祉タクシー料金助成事業	1,663人	1,760人	1,847人	2,000人
高齢者紙おむつ等支給事業	257人	253人	259人	—
高齢者ごいっしょサービス事業	39人	43人	38人	—

* 令和元年度(2019年度)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

※P D C Aサイクル：

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字を並べた言葉で、「P→D→C→A」のサイクルを繰り返すことにより、継続的に業務を改善していく手法。

前計画の基本目標3 “憩える・活躍できる”場をつくる

1 地域活動・社会参加の促進

高齢者活動支援センターシニアプラザいばらきにおいて、老人クラブの立ち上げや会員加入促進などを通じた高齢者の地域活動支援をはじめ、シニアマイスター登録事業やシニアいきいき活動ポイント事業等による高齢者の社会参加支援、茨木シニアカレッジ事業等による生涯学習支援に取り組んでいます。

主な取組である高齢者いきがいワーカーズ支援事業については、これまで6つの団体が創設され、地域において介護予防事業やICT^{*}の普及活動を展開していますが、目標としていた地域における生活支援サービスに関連する事業の創設には結び付いていません。高齢者が、自ら生活支援サービスを提供する組織化を行うには、心理的なハードルが高い様子がうかがえることから、今後は、高齢者の地域活動の土台となる「組織化支援」に力を入れ、将来的に、それぞれの団体が生活支援サービスの担い手となるよう、仕組みづくりを進めていく必要があります。

また、茨木シニアカレッジ事業については、高齢者の生涯学習に関するニーズに応じた講座を展開し、修了生からは、地域での介護予防活動等のリーダー等として活躍する高齢者もあり、地域活動の担い手づくりに大きく貢献してきました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果から、社会参加の状況を見ると、収入のある仕事やスポーツ関係のグループ等での活動、趣味関係のグループでの活動は、ほかの活動と比べて参加者割合（週1回以上参加している人の割合）が高くなっています。また、地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動等について、参加者として参加意向がある高齢者は52.1%、企画・運営（お世話役）として参加意向がある高齢者は28.1%となっており、高齢者の地域活動への一定の参加意向、潜在的なニーズを確認できます。

本市では、高齢者活動支援センターシニアプラザいばらきを中心に、高齢者の地域活動・社会参加の促進に積極的に取り組んでおり、地域でも住民主体の様々な活動が展開されています。

今後は、既存の事業等の充実とともに、本市における高齢者の社会参加の状況などの見える化を進め、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じた切れ目のない社会参加を可能にする仕組みづくりに取り組む必要があります。

^{*}ICT：

Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。

2 身近な「居場所」の整備

社会参加の機会となる身近な「居場所」として、街かどデイハウスやコミュニティデイハウスの整備、いきいき交流広場の設置などに取り組んでいます。

元気な高齢者を対象に住民参画により居場所づくりを行ってきた街かどデイハウスについては、要支援認定者や事業対象者が利用できるコミュニティデイハウスへの移行を進めた結果、コミュニティデイハウスの設置数は増加し、高齢者の身近な居場所としての機能を果たしています。しかし、住民団体によるボランティアで運営している中で、街かどデイハウス、コミュニティデイハウスでは、スタッフのなり手が少なく、また後継者不足などの問題があり、事業の継続性について課題があります。

いきいき交流広場については、老人クラブ等が運営主体となり、創意工夫により、高齢者の身近な交流の場・機会となる取組を実施しており、設置数及び利用者数は増加しています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果から、週あたりの外出頻度を見ると、週5回以上外出している高齢者は前回より増加し47.7%となっており、閉じこもり傾向にある高齢者（ほとんど外出しない又は週1回外出する高齢者）は前回より減少し、11.5%となっています。

利用したい居場所の内容として「家から近い」「料金が安い・無料」「趣味やスポーツが楽しい」などが上位を占めており、身近な地域で趣味活動や交流などを図ることができる「居場所」のニーズが高いことが示されています。

地域においては図書館や公民館など様々な施設があり、また、地域住民が自主的に通う多様な場における介護予防活動や通いの場・居場所があることから、地域の社会資源の状況も踏まえた居場所の整備の見直しが必要となっています。

3 世代間交流の取組

市内5か所の多世代交流センターにおいて、子どもから高齢者まで多様な世代が交流を図るための多彩な事業を実施しており、多世代交流センター利用者数も増加しています。

また、多世代交流センターをはじめ、公民館などの身近な公共施設、街かどデイハウス、コミュニティデイハウス等において、レクリエーションや運動器の機能向上など介護予防に資する教室・講座を開催するとともに、高齢者レクリエーションのつどいなどの身近なスポーツ・レクリエーション活動の充実を図っています。

さらに、「スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ・レクリエーション活動を通じた世代間交流に向けた様々な事業を展開しています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を見ると、スポーツ関係のグループやクラブでの活動に週1回以上参加する高齢者は17.4%とほかの地域活動に比べて多く、利用したい居場所の内容として「趣味やスポーツが楽しい」は33.7%で3番目に多いことから、「スポーツ」が高齢者の交流のキーワードになっている様子がうかがえます。

今後も、子どもから高齢者まで多様な世代が健康で豊かな人生を送ることができるよう、多世代交流センターを中心に、地域特性に応じた様々な取組の充実を図る必要があります。

4 高齢者の「働く場」の創造

高齢者の多様なニーズに応じた働き方を支援するため、シルバー人材センターの円滑な運営を支援し、指導援助に努めており、シルバー人材センターによる会員確保に向けた取組などを通じて、登録会員数は増加傾向にあります。

また、高齢者いきがいワーカーズ支援事業について、今後は生活支援体制整備事業との連携により、高齢者の就労的活動を通じた「高齢者の居場所と出番」の創出・充実に取り組む必要があります。

なお、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を見ると、週1回以上収入のある仕事をしている高齢者は17.9%となっており、特に、前期高齢者では収入のある仕事をしている高齢者は増加傾向にあります。

また、今後、高齢化が進む一方で、生産年齢人口が減少することが予測されており、持続可能な社会を実現していくためにも、就業を通じた社会貢献と高齢者の生きがいの創出に向けて、高齢者の多様な「働く場」を創造していく必要があります。

項 目	実績値			目標値
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
高齢者いきがいワーカーズ支援事業 (事業立ち上げ累計件数)	5件	5件	6件	11件
街かどデイハウス整備数	15か所	11か所	8か所	15か所
コミュニティデイハウス整備数【再掲】	8か所	11か所	13か所	17か所
街かどデイハウス・コミュニティデイハウスの合計	23か所	22か所	21か所	32か所
いきいき交流広場整備数	21団体	21団体	21団体	32団体
多世代交流センター利用者数	101,665人	102,508人	98,186人	107,000人
シルバー人材センター登録会員数	1,349人	1,476人	1,591人	1,400人

前計画の基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

1 認知症施策の推進（新オレンジプランの推進）

「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」の実現に向けて、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）※」の7つの柱に沿って取組を進めています。

①認知症への理解を深めるための普及・啓発

小中学生への認知症サポーター※養成講座受講への働きかけを小中学校の教師等を通じて積極的に行っていますが、受講にはつながりにくく、受講者数は目標値に到達していない状況があります。また、地域で多様な世代へ向けた認知症施策の啓発イベントを実施していますが、認知度向上のため引き続き様々な周知が必要です。

②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

認知症初期集中支援チーム（チーム・オレンジいばらき）では認知症の初期と思われる人を中心に家庭訪問等で相談に応じ、必要な支援につなげるための取組を推進しています。認知症初期集中支援チーム（チーム・オレンジいばらき）の認知度がまだ低い状況であり、チームの介入件数も減少傾向にあるため、認知度の向上に取り組み、認知症初期における早期発見・早期対応につなげる必要があります。

③若年性認知症施策の強化

若年性認知症の人の居場所づくりには至っていませんが、若年性認知症支援ハンドブックの配布を実施し、若年性認知症の相談窓口の周知に努めています。

④認知症の人の介護者への支援

認知症地域支援推進員による認知症カフェ（いばらきオレンジかふえ）※の開設・運営支援を実施し、介護事業者等からの開設相談や登録数は徐々に増加しています。

しかし、認知症当事者の方や介護家族の利用が少ない状況であるため、更に周

※認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）：

平成27年（2015年）1月に厚生労働省が関係府省庁と共同して作成。平成29年（2017年）7月に一部改訂。

※認知症サポーター：

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人や介護者等に対してできる範囲で手助けをする「応援者」。

※認知症カフェ（いばらきオレンジかふえ）：

認知症の人や、その家族、地域の人など誰もが気軽に集う「憩える場」。

知を図るとともに当事者の方や介護家族のニーズを把握し、運営内容にいかす必要があります。

また、在宅介護実態調査の結果を見ると、在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じることで、「認知症状への対応」は29.1%と上位に入っていることから、認知症の人の介護者の負担軽減に向けた取組が重要です。

⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

「茨木童子見守りシール」の配布や「みんなでさがそう SOS 事業」の実施と周知に取り組むとともに、地域の商店会や図書館に対して認知症に関する取組の啓発を実施しています。

また、多機関で本市における認知症支援のあり方等を共有する機会として、認知症地域連携連絡協議会を開催しています。まずは、認知症の人及びその家族の支援者に認知症支援に関する取組の情報が行き届くよう、啓発を行っていく必要があります。

⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーション※モデル、介護モデル等の研究開発及びその結果の普及の推進

はつらつパスポートや認知症サポートブック等、認知症に関する地域連携のための媒体の活用と、関係機関との情報共有に取り組んでいます。媒体の配布だけでなく、活用方法についても周知していく必要があります。

⑦認知症の人やその家族の視点の重視

平成30年度（2018年度）には認知症に関する市民意識調査を実施し、当事者及び家族の意見やニーズを把握しました。引き続き、当事者や家族とつながる機会づくりに努め、当事者や家族の意見やニーズを施策に反映していく必要があります。

2 虐待防止対策の推進

高齢者への虐待防止に向けて、障害者・高齢者虐待防止ネットワークにおいて意見交換及び研修を実施するとともに、街頭で市民に向けた虐待防止キャンペーンを行い、高齢者等への虐待防止に対する意識の向上に取り組んでいます。

また、虐待や虐待の疑いがあることを把握した場合の対応については、地域包括支援センター等と連携し、訪問調査や支援策の検討を行い、迅速な対応に努めています。

虐待通報件数は年々増加傾向にあることから、虐待防止に向けて、今後も関係機関との連携強化や更なる体制の整備及び職員のスキルアップに取り組む必要があります。

※リハビリテーション：

日常生活・社会的生活に制約のある人に対して、残された能力を最大限に回復させ、また新たな能力を開発し、自立性を向上させ、積極的な生活への復帰を実現するために行われる一連の働きかけ。

3 権利擁護の推進

高齢者の権利擁護の推進については、成年後見制度に関するパンフレットの配布や、地域の相談支援機関や関係者を対象とした研修の実施などを通して、制度の普及、利用促進に取り組んでいます。また、認知症の人や高齢者等で制度の利用が必要と思われる人、その家族に対しては制度の利用勧奨を行うとともに制度についての説明や手続きの支援等を行っています。

一方で、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を見ると成年後見制度の認知度は40.6%（内容まで知っている又は詳しくは知らないが、おおまかなことは知っている）となっており、目標値である50.0%を下回っています。今後は制度が必要となる高齢者の更なる増加が予測されることから、制度の内容や利用方法についての周知を行い、制度を必要とする人が適切な時期に活用できるよう支援していく必要があります。

項 目	実績値			目標値 令和2年度 (2020年度)
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	
認知症サポーター養成講座受講者数(平成20年度(2008年度)からの累計)	17,732人	20,415人	21,844人	27,000人
認知症初期集中支援チーム認知度	アンケートの実施なし	アンケートの実施なし	9.1%(*)	20.0%
認知症地域支援推進員認知度	アンケートの実施なし	アンケートの実施なし	16.2%(*)	30.0%
認知症カフェ登録数	19か所	19か所	21か所	30か所
認知症対応力向上研修実施回数	3回	1回	4回	5回
認知症の人の家族向け介護教室実施回数	10回	10回	7回	11回
認知症高齢者見守り事業登録者数(平成28年(2016年)10月からの累計)	129人	162人	205人	540人
成年後見制度認知度	アンケートの実施なし	アンケートの実施なし	40.6%(*)	50.0%

* 令和元年度(2019年度)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

前計画の基本目標5 安全・安心で必要な情報が活かされる

1 災害時に求められる医療・介護サービスの継続

避難施設の設置運営検討プロジェクトチーム会議や要配慮者支援検討会議を通じて、要配慮者避難施設を円滑に設置運営できるよう体制整備を進めています。

平成30年（2018年）6月の大阪北部地震への対応等を踏まえ、今後のあり方を検討していく必要があります。

2 情報公開制度の推進

介護保険サービスガイドブックの更新や出前講座の実施、市広報誌やホームページ等を通じて、介護保険制度やサービスの利用方法等の情報提供に取り組んでいます。

市内の介護保険サービスの事業者の情報を検索することができる「いばらき ほっとナビ」については、チラシを作成、配布し市民に広く周知を行っています。

3 安心して暮らせる環境の充実

緊急時の連絡が困難な高齢者に対し、24時間の安全確認機能や健康相談サービス等を付加した緊急通報装置の設置に努めています。

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の実態把握に向けては、平成30年度（2018年度）は対象者全員、令和元年度（2019年度）には新規対象者及び過去未回答者に調査を実施しました。これまでの調査で調査対象となるひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯のおよそ80%の状況を把握できており、民生委員・児童委員の見守り活動の一助として一定の役割を果たしています。一方で、調査の回答はあるものの、緊急連絡先として登録できる親族等がいない方への対応が課題となっています。

高齢者食の自立支援サービス事業では、食事づくりが困難な在宅の高齢者に栄養バランスのとれた食事を提供し、健康保持・疾病予防を図るとともに、安否の確認がとれないときは緊急連絡先等の関係者へ連絡を行い、安全・安心な生活を支援しています。令和元年度（2019年度）からは低栄養状態（BMI値が20.0以下かつ直近の半年間で体重が2kg以上減）の改善を目的に、管理栄養士による訪問指導を実施しています。

在宅高齢者の食や安否確認の支援については、民間サービスの実態も把握しつつ支援のあり方について検討していく必要があります。

項 目	実績値			目標値
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
ひとり暮らし高齢者の実態等把握調査 回答率	62.0%	57.3%	45.0%	80.0%
高齢者世帯の実態等把握調査回答率	92.8%	87.7%	75.6%	95.0%

4 高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）への生活援助員の配置や一定の条件を満たす高齢者世帯への家賃助成、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の情報提供を行い、高齢者が安全で安心な生活を送るための住まいの確保に向けて取り組んでいます。令和2年（2020年）3月には「居住マスタープラン」を策定し、住宅確保要配慮者、高齢者の住まいに関する課題解決に向け、取り組んでいます。

また、市内の高齢者福祉施設には、養護老人ホームが1施設50床、軽費老人ホーム（A型）が1施設50床、軽費老人ホーム（ケアハウス）が1施設83床あり、今後も適切な整備に努めます。

高齢者向けの住宅が普及する中、今後は制度のあり方や高齢者の住まいに関する経済的負担の解消について、検討が必要となります。

前計画の基本目標6 社会保障制度の推進に努める

1 介護保険制度の適正・円滑な運営

地域密着型施設の整備については、必要性を見極めながら引き続き整備を進めていきます。小規模多機能型居宅介護等については茨木市在宅療養ガイドブックを活用した出前講座で紹介し、利用促進に努めています。

平成30年度（2018年度）から実施している「認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業」については、周知を進め利用者は増加していますが、介護離職の防止に結び付いているのか検証を進める必要があります。

また、介護相談員が介護保険施設等を訪問し、利用者やその家族の不満や不安の解消に取り組んでいます。相談員の確保が課題となっています。

介護人材の確保については、介護人材の定着と質の向上に向けて研修の実施や家賃補助事業、ホームページでの介護職の紹介による介護業界のイメージアップに努めています。人材確保は喫緊の課題となっていることから、今後も担い手確保のための取組や新たな取組について検討していく必要があります。

高齢者と障害者が同一事業所でサービスを利用しやすくするための共生型サービスについては、職員の負担が大きく介護報酬が低いため、事業所の参入がないことや、65歳になった障害サービス利用者がサービスの利用を継続できる例外的な取扱いが認められる場合があることなどから取組が進んでいない状況です。今後はサービス利用者のニーズ把握などを行い、進め方について検討していく必要があります。

本市に指定権限のある地域密着型サービス、居宅サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業については、サービス提供事業者に対して指導助言等を行い利用者に適切なサービスが提供されるよう取り組んでいます。

2 介護保険給付費及び地域支援事業費の実績

介護予防給付、介護給付ともに、「訪問介護」「訪問看護」「居宅療養管理指導」といった居宅サービスの中でも訪問系のサービスを中心に計画値を上回っていますが、地域密着型サービスについては、やや計画値を下回っている状況です。今後も居宅サービスを中心に、介護保険給付費は増加していく傾向にあると考えられます。なお、総合計では令和元年度（2019年度）までは、ほぼ計画どおりの執行となっています。

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」とともに、計画値を下回っており、特に「介護予防・日常生活支援総合事業」につきましては、訪問型サービス及び通所型サービスが計画値ほど伸びなかったことが要因となっています。

■介護予防給付

	実績値			計画値
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
介護予防サービス				
介護予防訪問介護	88,410千円	37千円	0千円	0千円
介護予防通所介護	84,409千円	0千円	0千円	0千円
介護予防訪問入浴介護	8千円	16千円	0千円	0千円
介護予防訪問看護	51,696千円	57,077千円	67,835千円	62,293千円
介護予防訪問リハビリテーション	8,330千円	8,606千円	8,216千円	15,173千円
介護予防居宅療養管理指導	13,313千円	15,149千円	18,934千円	16,099千円
介護予防通所リハビリテーション	34,143千円	41,177千円	40,993千円	39,009千円
介護予防短期入所生活介護	3,484千円	2,895千円	3,756千円	4,350千円
介護予防短期入所療養介護	291千円	350千円	740千円	477千円
介護予防福祉用具貸与	54,519千円	59,409千円	66,304千円	64,611千円
特定介護予防福祉用具購入	5,735千円	5,214千円	4,829千円	7,570千円
介護予防住宅改修	26,009千円	25,846千円	22,382千円	39,887千円
介護予防特定施設入居者生活介護	42,360千円	47,928千円	55,034千円	46,015千円
小 計	412,707千円	263,704千円	289,023千円	295,484千円
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	1,871千円	1,712千円	2,087千円	1,784千円
介護予防小規模多機能型居宅介護	16,934千円	17,314千円	21,791千円	26,731千円
介護予防認知症対応型共同生活介護	685千円	79千円	0千円	2,839千円
小 計	19,490千円	19,105千円	23,878千円	31,354千円
介護予防支援	80,323千円	64,720千円	70,015千円	78,249千円
合 計	512,520千円	347,529千円	382,916千円	405,087千円

■介護給付

	実績値			計画値
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
居宅サービス				
訪問介護	2,037,247千円	2,131,359千円	2,369,611千円	2,328,603千円
訪問入浴介護	46,666千円	48,832千円	53,581千円	55,267千円
訪問看護	537,148千円	596,604千円	665,804千円	608,728千円
訪問リハビリテーション	60,022千円	57,645千円	61,036千円	80,746千円
居宅療養管理指導	273,823千円	310,394千円	346,761千円	289,169千円
通所介護	1,745,665千円	1,846,859千円	1,958,683千円	1,942,568千円
通所リハビリテーション	510,341千円	463,737千円	433,120千円	609,193千円
短期入所生活介護	478,013千円	483,634千円	482,720千円	581,965千円
短期入所療養介護	57,072千円	67,388千円	66,156千円	80,134千円
福祉用具貸与	497,655千円	519,671千円	553,443千円	534,764千円
特定福祉用具購入	19,381千円	18,315千円	19,226千円	22,326千円
住宅改修	43,399千円	40,990千円	40,631千円	55,630千円
特定施設入居者生活介護	932,020千円	966,342千円	1,013,284千円	942,652千円
小 計	7,238,452千円	7,551,770千円	8,064,056千円	8,131,745千円
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	119,619千円	125,121千円	127,684千円	189,414千円
夜間対応型訪問介護	2,260千円	2,413千円	1,067千円	495千円
地域密着型通所介護	591,922千円	605,615千円	635,444千円	686,353千円
認知症対応型通所介護	237,343千円	248,190千円	257,186千円	264,547千円
小規模多機能型居宅介護	426,472千円	460,007千円	445,315千円	556,490千円
認知症対応型共同生活介護	374,711千円	394,450千円	428,340千円	564,158千円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円	0千円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	220,517千円	275,841千円	296,827千円	468,885千円
看護小規模多機能型居宅介護	97,322千円	99,699千円	101,233千円	152,714千円
小 計	2,070,166千円	2,211,336千円	2,293,096千円	2,883,056千円
居宅介護支援	816,074千円	887,758千円	950,540千円	846,645千円
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	1,987,612千円	2,017,301千円	2,063,433千円	2,099,267千円
介護老人保健施設	1,950,594千円	1,972,093千円	2,053,598千円	2,049,646千円
介護医療院	-	946千円	10,359千円	0千円
介護療養型医療施設	165,306千円	24,896千円	14,771千円	43,765千円
小 計	4,103,512千円	4,015,236千円	4,142,161千円	4,192,678千円
合 計	14,228,204千円	14,666,100千円	15,449,853千円	16,054,124千円

■介護予防給付＋介護給付

項 目	実績値			計画値 令和2年度 (2020年度)
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	
総合計	14,740,725千円	15,013,629千円	15,832,769千円	16,459,211千円

■地域支援事業

項 目	実績値			計画値 令和2年度 (2020年度)
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	
介護予防・日常生活支援総合事業	574,969千円	714,874千円	712,017千円	982,759千円
包括的支援事業	239,084千円	251,796千円	288,841千円	335,492千円
任意事業	65,135千円	70,904千円	64,773千円	83,370千円
合計	879,188千円	1,037,574千円	1,065,631千円	1,401,621千円

※千円未満を四捨五入しているため、内訳の集計と合計が一致しない場合があります。

3 介護給付適正化事業の推進

要介護認定の適正化については、意見書を記載する主治医が申請者の状況把握をスムーズにできるよう、令和2年度（2020年度）から大阪府・大阪府医師会が作成した「主治医意見書問診票」の使用を開始しました。今後は、活用の実態を把握し、効果の検証に努めていく必要があります。

ケアプランの点検については、個別面談を実施することで具体的にきめ細やかな指導ができるように努めています。また、今後はサービス付き高齢者向け住宅等に焦点を当てたケアプラン点検を更に拡げていく必要があります。

項 目	実績値			目標値 令和2年度 (2020年度)
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	
要介護認定の適正化	10,302件	9,194件	10,667件	10,500件
ケアプランの点検	229件	218件	214件	250件
住宅改修の点検	30件	33件	13件	36件
福祉用具購入・貸与調査	12回	12回	12回	12回
縦覧点検	12回	12回	12回	12回
医療情報との突合	12回	12回	12回	12回
介護給付費通知	2回	2回	2回	2回
給付実績の活用	1回	1回	1回	1回

4 在宅療養の推進

地域の医療・介護の資源把握に向け、「いばらき ほっとナビ」を更新し市広報誌やチラシなどで周知に努めていますが、アクセス数が減少していることから、より利用しやすくするための改善方法等について検討する必要があります。「茨木市ケア倶楽部」については、未登録の事業者へ呼び掛けを行い登録率は増加していますが、引き続き未登録の事業所への働きかけに努めています。

在宅医療・介護連携推進連絡会については年2回開催し、認知症地域連携連絡協議会とも連携しながら在宅療養についての情報交換を行っています。

「はつらつパスポート～みんなで連携編～」については、市内の介護支援専門員及び地域包括支援センター職員対象のアンケートの結果や老人介護家族の会の意見を参考にワーキング会議を実施の上、改訂を行いました。令和2年（2020年）4月から改訂版のパスポートを活用しています。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を見ると、回答者の80.8%が「はつらつパスポート～みんなで連携編～」について知らないと回答していることから、認知度の向上が課題となっています。

在宅医療・介護連携に関する相談支援については、専用電話をそなえた相談窓口を設置し、医療機関との連携を図れるように努めています。

地域の医療・介護関係者の連携に向けては、多職種連携研修（5圏域にて実施）やケアマネジメント研修会、在宅医療に関する研修会、茨木地域看護ネットワーク倶楽部研修会などを開催しています。

介護保険事業者調査の結果を見ると、平成28年度（2016年度）と比較して医療ニーズの高い利用者の受入は4.7ポイント増加、看取りの体制の整備は12ポイント増加しており、目標値には達していないものの体制整備は進んでいる状況です。

地域住民への普及啓発については、在宅療養ガイドブック「いつまでも茨木に暮らせるように」を作成し、令和元年度（2019年度）から出前講座を開始しています。

介護予防・ニーズ調査の結果を見ると、人生の最終段階における医療・療養について考えたことがある人は55.1%、そのうち家族や友人、医療関係者と話し合ったことがある人は46.8%となっており、今後も引き続き出前講座を行い、普及啓発に努める必要があります。

在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携については、三島医療圏在宅医療検討会へ参加し、情報共有を行っています。

在宅医療・介護連携については、今後も地域の実情に応じて認知症等への対応や看取りに関する視点も踏まえながら、取組内容の充実を図る必要があります。

項 目	実績値			目標値 令和2年度 (2020年度)
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	
いばらき ほっとナビ アクセス件数（月平均）	7,779件	9,267件	7,241件	10,000件
ケア倶楽部登録率	82.1%	84.8%	88.5%(*1)	90.0%
はつらつパスポート活用度	アンケート の実施なし	アンケート の実施なし	10.5%(*2)	50.0%
医療ニーズの高い利用者の受入状況	アンケート の実施なし	アンケート の実施なし	44.5%(*3)	50.0%
看取りの体制の整備状況	アンケート の実施なし	アンケート の実施なし	46.1%(*4)	50.0%

*1 ケア倶楽部ID・パスワード発行数 391

*2 令和元年度（2019年度）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

*3 令和元年度（2019年度）介護保険事業者調査より

*4 令和元年度（2019年度）介護保険事業者調査（看取り加算の算定にかかわらず、終末期ケアに係ること）より

第2節 高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）

1 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定の趣旨

「老人福祉法」に基づく高齢者福祉と「介護保険法」に基づく介護に係るサービスについて、本市では法改正や国・大阪府の動向に応じて、3年ごとに計画を策定してきました。

国では、これまで団塊の世代がすべて75歳以上になる令和7年（2025年）に向けた取組を推進してきましたが、それに加えて、今後は団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年（2040年）に向けた検討が必要となることから、今回の介護保険制度改革の目指す方向を「地域共生社会の実現と2040年への備え」とし、「改革の3つの柱」を設定しています。

〈地域共生社会の実現と2040年への備え〉

- 一 介護予防・地域づくりの推進 ～健康寿命の延伸～
- 二 地域包括ケアシステムの推進 ～地域特性等に応じた介護基盤整備・質の高いケアマネジメント～
- 三 介護現場の革新 ～人材確保・生産性の向上～

大阪府では、府内市町村が連動性のある計画を策定できるよう、市町村高齢者計画策定指針が策定されています。指針では「計画の連動性確保のための基本的な方針」と国の基本指針の構成に従い、主な点を抜粋した「計画策定に当たっての留意事項」が示されています。

「計画の連動性確保のための基本的な方針」において、市町村高齢者計画の策定に当たっては、大阪府の特徴を踏まえるとともに、市町村における高齢化及び要介護高齢者、認知症高齢者の推移や介護・医療サービスの利用動向、地理的条件や地域づくりの方向性等を勘案し、達成しようとする目的や地域包括ケアシステムの特徴を明確にした市町村介護保険事業計画を策定することが重要であるとされています。

また、それらの考え方にに基づき、次の点に留意することと示されています。

- 一 人権の尊重
- 二 高齢者の自立と尊厳を支える体制の整備・施策の推進
- 三 地域包括ケアシステムの理念

なお、高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）策定に当たっては、老人福祉法及び介護保険法の理念を再確認し、これらの方向性を踏まえて計画を策定します。

（１）老人福祉法の理念

①老人福祉法の目的

老人福祉法は第1条において、「老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図る」といった目的が示されています。

②老人福祉法の基本的理念

同法の第2条において、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される」とし、同法の第3条において、「老人は、常に心身の健康を保持し、その知識と経験を活用して社会的活動に参加するように努める」とする、基本的理念が示されています。

（２）介護保険法の理念

①共同連帯の理念に基づく保険制度

介護保険法は第1条において、「介護等が必要な方の尊厳を保ち、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるサービス給付を行う」といった目的が示されています。また、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る保険制度として、国民の共同連帯の理念が示されています。

②国民の努力及び義務

同法の第4条において、「要介護状態となることを予防するために自ら健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、有する能力の維持向上に努める」としており、国民の努力及び義務が示されています。

③国及び地方公共団体の責務

同法の第5条において、国及び地方公共団体の責務が示されています。国は「保険事業運営が健全かつ円滑に行われるように、サービス提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない」としています。

また、国及び地方公共団体は、「被保険者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように、サービス等に関する施策について包括的に推進するように努めなければならない」としています。

本市では、これまで、団塊の世代がすべて75歳以上になる令和7年（2025年）に向けて、地域包括ケアシステムの強化に取り組んできました。

今期計画においては、国及び大阪府の動向、本市の高齢者等を取り巻く現状、前計画までの取組状況や課題等を踏まえ、更にはその先の令和22年（2040年）を見据えながら、本市における地域包括ケアシステムの深化に取り組めます。

主な施策としては、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの再編及び機能強化、高齢者の介護予防・健康づくりや社会参加、地域での活躍などを支援・促進するための基盤となる身近な「居場所」の整備・拡充、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごすことができる社会、地域の実現を目指し、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進、介護従事者の育成・定着に向けた支援による介護人材の確保、介護保険制度の適正・円滑な運営などを行います。

2 本市が目指す地域包括ケアシステムの確立に向けた高齢者施策

2040年への備え

現役世代が減少する一方で、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される2040年に向けて、地域の高齢者介護を支えるサービス基盤の整備や人的基盤の確保に取り組みます。

地域共生社会の実現へ

対象者別
支援機関別 のサービス から



2025年に向けて

お互いに支え合い、助け合える地域社会を実現し、すべての高齢者が自らの能力を発揮しながら、生きがいのある生活を送っています。

基本目標1

- ・地域包括支援センターの再編(11→14か所)
- ・高齢者の生活支援体制整備の推進

基本目標6

- ・介護人材の確保など介護保険制度の円滑な運営
- ・在宅療養の推進

基本目標2

- ・介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進
- ・住民主体の介護予防事業の推進
- ・要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

基本目標5

- ・災害時に求められる医療・介護サービスの継続
- ・安心して暮らせる環境の充実及びICTの活用促進

基本目標3

- ・地域活動・社会参加の促進
- ・身近な「居場所」の整備と持続可能な運営支援

基本目標4

- ・認知症の人や家族の視点を重視した認知症施策の推進
- ・地域や関係機関と連携した虐待防止対策の推進
- ・権利擁護の推進

第9次・第8期 令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)
地域包括ケアシステムの深化

基本目標1

- ・地域包括支援センターの再編(6→11か所)
- ・生活支援コーディネーターの活動を充実

基本目標6

- ・介護保険事業の適正化
- ・在宅療養支援体制の整備

基本目標2

- ・介護予防・生活支援サービスの多様化
- ・一般介護予防事業を地域全体で展開

基本目標5

- ・災害時における支援体制の強化
- ・居住安定に係る情報提供

基本目標3

- ・高齢者の社会参加の促進
- ・身近な「居場所」の整備・拡充

基本目標4

- ・認知症高齢者及び家族支援の充実
- ・虐待防止及び早期発見・対応の推進

第8次・第7期 平成30年度(2018年度)～令和2年度(2020年度)
地域包括ケアシステムの強化